

英国のナショナル・トラスト

石田 康博

1、 ナショナル・トラスト (The National Trust for Places of Historic Interest or Natural Beauty) の概要

英国人はキリスト教の信仰に基づくチャリティ精神が根付いている。無秩序な都市化や野放図な工業化によって破壊されるおそれのある、貴重な自然や歴史的環境を守るために、広く国民から寄付を募って土地や建造物を買取り寄贈として受ける。所有者とともに保存契約を結ぶなどして、保存、管理、公開をする活動である。

ナショナル・トラストは、18955年に弁護士のサー・ロバート・ハンター氏と社会事業家で婦人運動家のオクタビア・ヒル女史、イギリス国教会牧師のハードウイク・ローンズリー氏の三人の話し合いによって組織された。

職員は、4300人、ボランティアは、52000人。会員は、356万人（英国人の約16%）である。会員の納める会費年額は46ポンド（6210円）と寄付金を主たる財源として運営している。

資産は、土地61万1300エーカー、歴史的建造物及び庭園215、美しい海岸線707マイルと、膨大な資産を所有して資産効果を行っている。「1人の1万ポンドより1万人の1ポンド」という言葉がナショナル・トラストの精神として言い続けられている。年間総収入は、約3億ポンドである。

2、 設立の背景

1930年代、イングランドの各地でカントリーハウスが重い不動産税と相続税のために売却され、その結果各地で美しい伝統的な建物が解体されるという事態が続発していた。イギリスの貴族は都市にはタウンハウス持ち、地方にはカントリーハウスを持っていた。

19世紀から20世紀のはじめにかけて、15年間に全土で50万エーカー（20万ヘクタール）の農地と林地が消えていった。そこで1865年に共用地保存協会（Commons Preservation Society）が設立されたが、協会には土地を獲得するだけの力はなかった。1877年には古建築物保存協会（Society for Protection of Ancient Buildings）が発足して民間の保存運動が起こったが、主に、議会に対する働きかけと、国民への啓蒙活動が中心で、1882年には遺跡の保護を目的にした古記念物保護法（Ancient Monuments Protection Act）が制定されたが、これだけでは開発の波に対抗することはできなかった。

この法律によって、カントリーハウスの所有者は保存費用を生みだす基本財産を付してカントリーハウスをナショナル・トラストに寄贈すれば相続税が免れ寄贈者とその子孫は引き続きそこに住むことが可能となっている。

3、 ナショナル・トラスト法の概要

1907年ナショナル・トラスト（National Trust Act, 1907）法を制定

- ① 目的・・・美しい、あるいは歴史的に重要な土地や建物を、国民の利益のために永久に保存する
- ② 第 21 条・・・保存管理する資産について「譲渡不能」(inalienable) を宣言する権利をナショナル・トラストに認めた。この宣言を受けた資産は、以後、売却されず抵当の対象になりえず、また、国会の議決のない限り強制収容されることもない。この譲渡不能原則が確立したことで、将来にわたって安心してその財産を寄贈することが出来るようになった。
- ③ ナショナル・トラストに保有財産の管理と保護のための規則制定権と、保有財産に対する入場料の徴収権などが付与された。問題は、買い取り、寄贈を受けた資産の管理保護することが課題であった。そのためにも多大な資金が必要であり保護管理のための情報公開も求められている。会員は無料だが、一般の見学者からは入場料を徴収し、それを管理運営費にあてる。
- ④ 建築学的、美術的に重要な建物やその周辺の環境の保護とあわせて、建物の内部の家具や絵画の保存および資産の公開を明確に位置付けた。このことにより、建物や付属する土地、農耕地森林とその組織まで譲り受け経営を引き継ぐ方式が確立した。また、ナショナル・トラストは、維持管理費用を生み出す資産を取得する権限を認めた。そのため、資産の保存費用を生み出すための「基本財産」を持つことが認められた。
- ⑤ 保存誓約 (covenant) 貴重な建物や土地を持っている人とナショナル・トラストとの間で一定の誓約を結ぶものである。例えば、木を伐採しない、宅地用に開発しない、建物の外部の現状を変更することはしないなどである。保存契約した資産には、相続税の減額の特権が与えられている。この誓約は、所有者の変更にかかわらず有効ではあるが、これによって行政庁が強制収用することを阻止することまでは出来ない。
- ⑥ 寄贈・遺贈された資産に対する非課税が定められた。

1910 年に財政法を改正してナショナル・トラストのような公益団体への資産の譲渡、または、移転に係る印紙税が非課税とされた。

1931 年の財政法では、ナショナル・トラストを特定したうえで、トラストへの寄贈、遺贈された保存対象資産については、相続税を非課税とした。同時に、寄贈者の子孫はナショナル・トラストのテナントとして代々住み続けることができるようになった。

1949 年の財政法は、非課税の対象の範囲をナショナル・トラストの基本財産まで広げた。

1971 年の財政法では、ナショナル・トラストへの一般の寄附を非課税にした。

1973年の税体系の改正で相続および、資産の移転に対しては、相続税に変えて資産移転税が課せられることになったために、現在では、資産移転税が非課税である。

ギフト・エイド・・・英国では、納税者が行った寄附に対する税制上の優遇制度はなく、寄附金額に対する税金を寄附したチャリティ団体に還付するギフト・エイドという制度がある。この制度は税金をきちんと納めていることを条件に、寄附金額に相当する課税分を前年度に納付した税金から差し引いて、寄附先のチャリティ団体の寄附金額に上乗せして還付する。

3、 事業展開の展望

ナショナル・トラストは、チャリティのため非関連産業をおこなうことができないため、別組織で事業を展開している。1960年代にナショナル・トラスト・エンタープライズ (National Trust Enterprise) を設立し事業展開を進めている。その収益をナショナル・トラストに寄付する仕組みを整えた。事業は、第一にプロパティショップの小売業である。第二に、レストランやキオスクなどのケータイリング事業である。第三に、ホリデーコテージの貸出である。2006年には、約1600万ポンド (21億6000万) の寄附を行っている。

4、 結論

日本の環境政策は民間による自然保護活動である英国のナショナル・トラスト運動に学ぶことができる。今や自然保護や保全活動は、国や地方自治体がすべてを担うことは不可能である。私有地は利益追求のために開発は避けられない側面を持っている。ナショナル・トラストのような非営利組織が、国からの補助に頼らず、寄附者の税の減免などの国策によりメリットを持たせ、国民の参加への意欲とインセンティブを与えていることは参考とするべきである。

Current Members

.707 miles of coastline	611,300 acres of countryside	5,150 pre-historic sites
215 houses and gardens	149 museums	57 villages
6 World Heritage Sites	2 gold mines	25 medieval barns
40 castles	400 factories and mines	51 dovecotes
206 mills	43 pubs	12 lighthouses
76 nature reserves		

Annual membership

Category	Description	Direct Debit*	Standard price
Individual	One card admits the named member	£34.50	£46.00
Joint	Two adults living at the same address. Two cards admit the named members	£57.75	£77.00
Family	Two adults and their children or grandchildren under 18. Two cards cover the family. Children under 5 go FREE	£61.50	£82.00
Family one adult	One adult and their children or grandchildren under 18. One card covers the family. Children under 5 go FREE	£46.50	£62.00
Child	Child under 13 years. Children under 5 go FREE	£15.75	£21.00
Young	Young person aged 13 to 25 years	£15.75	£21.00

Category	Description	Direct Debit*	Standard price
----------	-------------	---------------	----------------

[person](#)

Pensioner	Members aged 60+ and retired, who have held National Trust membership for a total of at least 5 years.	To buy Pensioner membership, please call the Membership Department on 0844 800 1895.	£32.00
-----------	--	--	--------

Additional	Additional member to individual or family	£23.25	£31.00
----------------------------	---	---------------	--------

Life membership

Category	Description	Standard price
----------	-------------	----------------

Individual	One card admits the named member and a guest.	£1,125
----------------------------	---	--------

Joint	For lifetime partners. Two cards, each admitting the named member.	£1,350
-----------------------	--	--------

Joint family	Two named adults living at the same address and their children or grandchildren under 18. Two cards each admitting one partner and children.	£1,550
------------------------------	--	--------

Individual pensioner	One card admits named member and a guest. Aged 60+ and retired.	£735
--------------------------------------	---	------

Joint pensioner	Two cards admitting the named members. Either partner to be aged 60+ and retired.	£890
---------------------------------	---	------

引用 THE NATIONAL TRUST

参考文献

木原啓吉 ナショナル・トラスト 三省堂 2005.9.15

<http://www.nationaltrust.org.uk/main/>